

(市民の権利)

**第5条** 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。

3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

(市民の義務)

**第6条** 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとしします。

- ・多摩市自治基本条例には、「子ども・若者」を明示した規定はありません。
- ・「市民」に、子ども・若者が含まれています(解釈)。
- ・市民＝子ども・若者と読み替えても、条文を読むと、おおむね、妥当かと思いますが、多少の違和感、規定の不足があるように思います。
- ・子ども・若者を重視・アピールするとしたら、子ども・若者に関する規定を念のために、追加することも、時機を見て、一度、検討してみたらいかかでしょうか。